

部長会議付議事案書（報告）

（令和元年8月1日）

提案課名 地域共生推進課

報告者名 安川 正幸

<p>事案名</p>	<p>民生委員・児童委員候補者の情報提供について</p>	<p style="text-align: center;">(有)</p> <p>資料 無</p>																	
<p>提案趣旨</p>	<p>本年4月1日の部長会議で報告したとおり、今年度は民生委員・児童委員（以下「民生委員」という。）の一斉改選があり、5月中旬から自治会の協力のもと民生委員候補者の選考活動をしています。</p> <p>しかし、少子高齢化の進行や働き方改革、年金受給対象年齢の引上げに伴う定年延長などを背景に、民生委員の担い手不足が深刻であり、今回は、前回の一斉改選時よりも未選出区域が多い状況となっています。民生委員は地域福祉を支える要のボランティアであり、各部課等においても事業協力を依頼するなど不可欠な存在であることから、より広く候補者を発掘するため、各部課等からの情報提供をお願いするものです。</p>																		
<p>概要</p>	<p>1 依頼事項 現在、未選出区域となっている地域に居住する民生委員候補者となり得る方（各部課等が所管する関係団体の方を含む。）の情報提供</p> <p>2 民生委員の委嘱について 新たな民生委員の任期は、令和元年12月1日から令和4年11月30日までです。民生委員は、各地区自治会連合会長及び民生委員経験者で構成される「民生委員推薦会」が民生委員としてふさわしい方を市に推薦し、県、国が審査したうえで委嘱されます。</p>																		
<p>経過</p>	<table border="0"> <tr> <td>平成31年4月 1日</td> <td>・定例部長会議に報告</td> </tr> <tr> <td>〃 4月16日</td> <td>・議員連絡会に報告</td> </tr> <tr> <td>〃 4月19日</td> <td>・第1回秦野市民生委員推薦会の開催 (全国一斉改選の推薦活動について)</td> </tr> <tr> <td>令和 元年5月14日</td> <td rowspan="2">} ・自治会長を対象とした地区説明会開催 (市内9か所) } ・選考、推薦開始</td> </tr> <tr> <td>〃 ~25日</td> </tr> <tr> <td>〃 6月21日</td> <td>・全庁的掲示板に民生委員候補者の情報提供を依頼</td> </tr> <tr> <td>〃 ~7月31日</td> <td></td> </tr> <tr> <td>〃 7月12日</td> <td>・選考、推薦期限</td> </tr> <tr> <td>〃 7月22日</td> <td>・第2回秦野市民生委員推薦会の開催 (候補者の審査・決定について)</td> </tr> </table>		平成31年4月 1日	・定例部長会議に報告	〃 4月16日	・議員連絡会に報告	〃 4月19日	・第1回秦野市民生委員推薦会の開催 (全国一斉改選の推薦活動について)	令和 元年5月14日	} ・自治会長を対象とした地区説明会開催 (市内9か所) } ・選考、推薦開始	〃 ~25日	〃 6月21日	・全庁的掲示板に民生委員候補者の情報提供を依頼	〃 ~7月31日		〃 7月12日	・選考、推薦期限	〃 7月22日	・第2回秦野市民生委員推薦会の開催 (候補者の審査・決定について)
平成31年4月 1日	・定例部長会議に報告																		
〃 4月16日	・議員連絡会に報告																		
〃 4月19日	・第1回秦野市民生委員推薦会の開催 (全国一斉改選の推薦活動について)																		
令和 元年5月14日	} ・自治会長を対象とした地区説明会開催 (市内9か所) } ・選考、推薦開始																		
〃 ~25日																			
〃 6月21日	・全庁的掲示板に民生委員候補者の情報提供を依頼																		
〃 ~7月31日																			
〃 7月12日	・選考、推薦期限																		
〃 7月22日	・第2回秦野市民生委員推薦会の開催 (候補者の審査・決定について)																		
<p>今後の進め方</p>	<table border="0"> <tr> <td>令和 元年8月15日</td> <td>・各部課等からの民生委員候補者情報の提出期限</td> </tr> <tr> <td>〃 8月22日</td> <td>・個人調書の県への提出期限</td> </tr> <tr> <td>〃 9月上旬</td> <td>・県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会で審査</td> </tr> <tr> <td>〃 11月下旬</td> <td>・国からの委嘱通知</td> </tr> <tr> <td>〃 12月1日</td> <td>・委嘱 (任期：令和4年11月30日)</td> </tr> </table>		令和 元年8月15日	・各部課等からの民生委員候補者情報の提出期限	〃 8月22日	・個人調書の県への提出期限	〃 9月上旬	・県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会で審査	〃 11月下旬	・国からの委嘱通知	〃 12月1日	・委嘱 (任期：令和4年11月30日)							
令和 元年8月15日	・各部課等からの民生委員候補者情報の提出期限																		
〃 8月22日	・個人調書の県への提出期限																		
〃 9月上旬	・県社会福祉審議会民生委員審査専門分科会で審査																		
〃 11月下旬	・国からの委嘱通知																		
〃 12月1日	・委嘱 (任期：令和4年11月30日)																		

## 資料 1

## 民生委員・児童委員候補者の選出状況（令和元年7月22日現在）

地区名	定数	今回（R1. 12. 1委嘱）					前回（H28. 12. 1委嘱） 推薦会開催時点（H28. 7. 20）		
		再任者	新任者	計	未選出	充足率	候補者数	未選出	充足率
本町	26	14	4	18	8	69. 23%	25	1	96. 15%
南	25	14	10	24	1	96. 00%	24	1	96. 00%
東	20	13	4	17	3	85. 00%	18	2	90. 00%
北	18	7	10	17	1	94. 44%	18	0	100. 00%
大根	19	14	3	17	2	89. 47%	16	3	84. 21%
西	24	15	9	24	0	100. 00%	22	2	91. 67%
渋沢	25	17	5	22	3	88. 00%	24	1	96. 00%
末広	23	14	5	19	4	82. 61%	15	8	65. 22%
南が丘	17	10	6	16	1	94. 12%	17	0	100. 00%
広畑	17	13	1	14	3	82. 35%	16	1	94. 12%
鶴巻	25	13	7	20	5	80. 00%	21	4	84. 00%
堀川	21	14	4	18	3	85. 71%	21	0	100. 00%
計	260	158	68	226	34	86. 92%	237	23	91. 15%

## 民生委員・児童委員 未選出区域(令和元年7月22日現在)

No.	地区名	担当区域名(自治会名)
1	本町	西の庭、上曾屋
2		上曾屋、ストリームタウン
3		乳牛柳町
4		乳牛第4
5		上宿
6		中野①
7		中野②
8		主任児童委員 ※
9	南	西町、味噌田下
10	東	上宿上
11		上宿中
12		井之城
13	北	戸川原
14	大根	南矢名下第1
15		秦野マンション、南矢名学園台
16	渋沢	渋沢中、上窪
17		新渋沢、渋沢中第一の一部
18		新渋沢、渋沢下の一部
19	末広	秦野団地①
20		秦野団地②
21		公団くずは台団地
22		主任児童委員 ※
23	南が丘	新田町(北地区・中地区A)

No.	地区名	担当区域名(自治会名)
24	広畑	宿矢名①
25		宿矢名②
26		主任児童委員 ※
27	鶴巻	鶴巻上部
28		鶴巻第1
29		鶴巻団地
30		コーポ鶴巻、ライオンズマンション鶴巻温泉
31		プランヴェール鶴巻、コスモステージ鶴巻温泉
32	堀川	堀川下
33		堀川東
34		主任児童委員 ※

※ 主任児童委員とは

地区内に居住している教員、保育士、保健師、看護師の経験を有する者  
(資格を有する者を含む。)や子ども会、PTA活動の活動実績を有する者

## 民生委員・児童委員の概要について

### 1 民生委員・児童委員とは

#### (1) 身分

ア 民生委員法によって定められ、児童福祉法の規定によって、児童委員も兼ねる。

イ 厚生労働大臣から委嘱を受ける非常勤特別職の県職員

ウ 秦野市の社会福祉に関する調査等を行うため、秦野市社会福祉嘱託員として委嘱している。

#### (2) 任期

3年（現任期：平成28年12月1日～令和元年11月30日）

（新任期：令和元年12月1日～令和4年11月30日）

#### (3) 費用弁償

報酬は支給されない。ただし、県や市から交通費などに充てる活動費（年69,000円）は支給される。

### 2 民生委員・児童委員の構成

民生委員・児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と児童問題を専門に扱う主任児童委員で構成される。

#### (1) 民生委員・児童委員（区域担当）

区域の担当として、地域における生活上の問題、家族の問題などの相談に応じ、助言や調査などを行う。

また、児童に関するさまざまな事柄を把握し、児童の健全育成に向けた活動も行う。

#### (2) 主任児童委員

児童相談所や市と連絡を取りながら、区域に限定されずに児童福祉に関する事項を専門的に活動する。

### 3 民生委員・児童委員の主な活動

#### (1) 民生委員・児童委員としての活動

ア 個人や家庭での福祉に係る問題を抱える人たちに行政機関や民間団体等を案内する、行政とのパイプ役

イ 保育園の入園申請時や健康保険の加入時など、申請者の状況に関する事実の確認や調査書類の交付

ウ 高齢者世帯や子どもがいる世帯の訪問や見守り活動

#### (2) 秦野市社会福祉嘱託員としての活動

ア ひとり暮らし高齢者等実態調査

イ こんにちは赤ちゃん訪問事業

#### (3) 社会福祉協議会事業への協力

ア 赤い羽根共同募金における街頭での募金活動

イ 低所得者世帯などに社会福祉協議会が貸し付ける生活資金のための訪問調査

#### 4 民生委員・児童委員の定数等

(1) 定数

ア 民生委員・児童委員（区域担当） 236名 }  
 イ 主任児童委員 24名 } 260名

※上地区の民生委員は西地区民児協に所属

(2) 男女別人数（実数）

令和元年8月1日現在 充足率 100%

ア 男性 102名 }  
 イ 女性 158名 } 260名

(3) 平均年齢 68.39歳

(4) 地区別人数（地区民児協の定数）

民生委員区域名	本町	南	東	北	大根	西
区域担当	24	23	18	16	17	22
主任児童委員	2	2	2	2	2	2
（計）	26	25	20	18	19	24

民生委員区域名	渋沢	末広	南が丘	広畑	鶴巻	堀川
区域担当	23	21	15	15	23	19
主任児童委員	2	2	2	2	2	2
（計）	25	23	17	17	25	21

#### 5 民生委員・児童委員の選任要件

- (1) 30歳以上
- (2) 担当区域に在住し、地域の実情に精通している者
- (3) 健康であって、民生委員・児童委員活動に必要な時間を割くことができる者
- (4) 地域福祉及び児童福祉の向上に積極的な活動が期待できる者

#### 6 民生委員・児童委員への依頼業務に関する負担軽減について

市又は社協が依頼する業務について、講演会等への参加要請人数を減らすなど負担軽減に向けた業務の見直しを行った。

部長会議付議事案書 (報告)

(令和元年8月1日)

提案課名 会計課

報告者名 曾我 明正

<p>事案名</p>	<p>公共料金の一括口座振替の推進について</p>	<p>① 資料 無</p>
<p>提案趣旨</p>	<p>公共料金の支払いに関する事務処理の効率化を図るとともに、支払いの遅延等を防ぐため、「公共料金事前明細通知サービス」を導入し、公共料金の一括口座振替の推進を図るものです。</p>	
<p>概要</p>	<p>1 現状 電気料金や電話料金などの公共料金の支払いについては、納付書・請求書が施設ごとに毎月あるいは2か月ごとに、担当部署に郵送されてきており、記載された日から遅れて到達するため、支払期日までの日数が短く、毎回、急いで伝票を起し、決裁や審査を経てから支払い手続きをとっています。</p> <p>2 システムの内容と導入のメリット このシステムは、現状を改善するため、専用口座を設け、資金をその口座にプールしておき、事前に登録した公共料金をそこから引き落とすものですが、口座引き落とし前に料金に関するデータが一括して市に伝送されるのでそのデータを取得し、財務会計システムに取り込んで処理をするため、財務会計システムとも連動したものとなります。 この処理により、担当課による伝票作成事務が不要になり、会計課による審査事務も簡略化されることで、支払いまでの事務が短縮でき、支払い遅延を防止できます。</p> <p>3 県内他市の状況 県下19市中、12市に導入されています。(横須賀市は独自のシステムで、これを含めると13市となる。12市=横浜市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、相模原市、三浦市、厚木市、大和市、海老名市、座間市。平成19年度を中心に導入。導入していないのは川崎市、逗子市、伊勢原市、南足柄市、綾瀬市、秦野市)</p> <p>4 今後の対応 ガス料金・上下水道料金・NHK受信料も対応可能となり次第、追加導入するものです。</p>	

	<p>5 導入経費（予算対応）</p> <p>公共料金事前明細通知サービス従量料金 1件 40円（税抜き）  （今年度予定件数1,450件×40円＝58,000円）</p> <p>アンサーサービス利用料 月額 1,000円（税抜き）</p> <p>財務会計システム追加導入委託料 2,437,500円（税抜き）</p> <p>※ 上下水道局については、会計システムが異なるため同時スタートとせず、会計システムの切り替えで市会計と同じシステムでの運用となつてからの導入とする。</p>
<p>経 過</p>	<p>1 平成28年3月 ・ 第3次行革推進プラン実行計画に「公共料金の一括口座振替」の項目を掲載</p> <p>2 平成30年10月 ・ 「電気料金に関わる不適切な事務処理」を機に公共料金事前明細通知サービスの導入を検討</p> <p>3 同年11月20日 ・ 二宮町出納課で公共料金明細事前通知サービスを視察（会計課・上下水道局・二市組合）、視察後、3セクションで導入に係る打合せ。</p> <p>4 同年12月6日 ・ コンプライアンス推進委員会調査部会で「電気料金に関わる不適切な事務処理」を踏まえた再発防止策として、公共料金事前明細通知サービスの導入を報告書に掲載</p> <p>5 令和元年5月22日 ・ 公共料金事前明細通知サービスの利用をスルガ銀行と契約締結</p> <p>6 同年6月3日 ・ 財務会計システム追加導入委託を日本電気株式会社相模支店と締結</p>
<p>今 後 の 進 め 方</p>	<p>1 令和元年7月中旬～8月上旬 支出伝票及び納付書の写しの収集（口座引き落としする対象伝票の整理）</p> <p>2 同年8～10月 マスタ登録データの確認・反映確認</p> <p>3 同年10月 導入に向けた担当者研修開催、財務規則の改正、例規の整理</p> <p>4 令和2年1月中旬 導入開始（電気料金と電話料金）</p> <p>5 同年1月以降 その他の公共料金について対応可能になり次第順次導入</p>

## 導入スケジュール

	平成31年				令和元年								令和2年		
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 仕様書作成	←→														
2 取扱銀行決定準備				←→											
3 銀行と契約					◇										
4 財務会計システム追加導入委託契約締結					◇										
5 マスタ登録データを整理						←→									
6 部長会議に付議							◇								
7 整理済みマスタ登録データ送付							←→								
8 マスタ登録データの反映								←→							
9 財務会計システムに導入								←→							
10 口座振替依頼書を作成(意向確認)								←→							
11 マスタ登録データ作成補助								←→							
12 反映確認								←→							
13 専用口座を開設										◇					
14 口座振替依頼書提出									←→						
15 連動テスト											←→				
16 各課に周知説明											←→				
17 導入開始													←→		
18 新設債権者の追加導入														←→	

担当者研修

## 秦野市財務規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

新	旧
<p><u>(公共料金一括払)</u></p> <p><u>第25条の2 公共料金口座自動振替払（電気料及び電話料を口座振替明細書のデータをもとに、会計管理者が定める預金口座から引き落とすことにより支払うことをいう。）を行うため、予算執行を委任する必要があるときは、第22条の2「歳出予算の配当替」の規定により、当該公共料金の予算配当を受けた課等に属する専決権者が行うものとする。</u></p> <p><u>2 会計管理者は、公共料金口座自動振替払を行うため、債権者からの口座振替明細書のデータをもとに請求明細データ一覧表を作成するものとする。</u></p> <p>（請求）</p> <p>第68条 債権者は、特に定めのあるものを除き、契約の義務が完了した後でなければ対価の請求をすることができない。</p> <p>2 経費の支払を受けようとする者は、請求書を支出命令権者に提出しなければならない。<u>ただし、公共料金口座自動振替払の場合は、この限りではない。</u></p>	<p>（請求）</p> <p>第68条 債権者は、特に定めのあるものを除き、契約の義務が完了した後でなければ対価の請求をすることができない。</p> <p>2 経費の支払を受けようとするものは、請求書を支出命令権者に提出しなければならない。</p>

(支出の命令)

第70条 支出命令権者が歳出を支出しようとするときは、債権者ごとに、次に掲げる事項等を審査し、適正と認めた場合は、会計管理者に対し、支出命令票(第47号様式)を送付しなければならない。ただし、公共料金口座自動振替払の場合は、口座振替明細書のデータを受けて処理することができる。

第70条の2 課等の長は、公共料金口座自動振替払を行うものに係る会計及び支出科目を会計管理者に届け出なければならない。

2 前項の規定は、会計及び支出科目の変更または廃止について準用する。

附 則

規則で定める日から施行する。

(支出の命令)

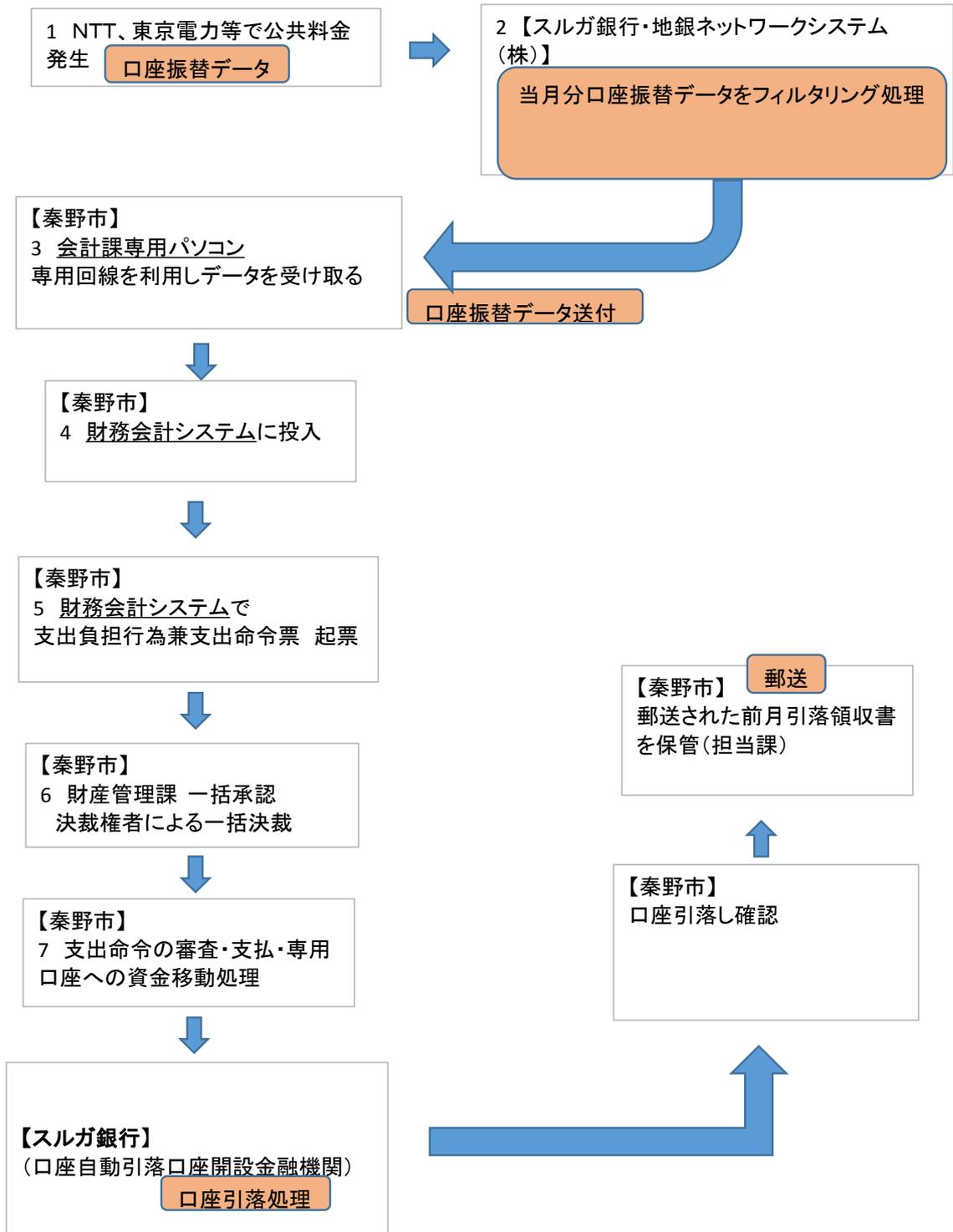
第70条 支出命令権者が歳出を支出しようとするときは、債権者ごとに、次に掲げる事項等を審査し、適正と認めた場合は、会計管理者に対し、支出命令票(第47号様式)を送付しなければならない。

別表第2関係（第29条関係）

区 分	支出負担行為として整理するとき	支出負担行為の額	支出負担行為に必要な書類	備考
7 公共料 金口座自 動振替払	<u>債権者からの</u> <u>口座振替明細</u> <u>書のデータを</u> <u>もとに支出を</u> <u>決定したした</u> <u>とき</u>	<u>支出を決定</u> <u>した額</u>	<u>関係書類</u>	

# 公共料金事前明細通知サービスシステムの流れ

資料3



(令和元年7月 調整部会)

令和元年8月(定例部長会議) 開発指導課

番号	事業名	計画地	事業主	用途地域	開発面積(m <sup>2</sup> )	計画概要
1	(事業名)	秦野市今泉字沙汰面 582番1	(事業主名)	第一種中高層住居 専用地域	1058.65	専用住宅6戸
2	(事業名)	秦野市今泉字吉貫目 1114番2ほか	(事業主名)	第一種低層住居 専用地域、第二種 住居地域	1382.85	専用住宅9戸
3	(事業名)	秦野市堀西字シン開戸 822番1ほか	(事業主名)	第一種低層住居 専用地域	1207.09	専用住宅8戸

(注) 区域面積1,000m<sup>2</sup>以上の環境創出行為(自己用住宅1戸は除く)及び集合住宅等で10戸以上の環境創出行為を掲載。